

委員会の県内外調査に係る申合せ事項 新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">委員会の県内外調査について</p> <p style="text-align: center;">【平成 23 年 5 月 6 日各派世話人会改正】</p> <p>（県内調査） 常任委員会 原則として日帰り調査を 2 回程度実施。 特別委員会 日帰りの調査を適宜実施することができる。</p> <p>（県外調査） 常任委員会 2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。 特別委員会 1 泊 2 日以内の行程で 1 回実施することができる。 議会運営委員会 2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。</p>	<p style="text-align: center;">委員会の県内外調査について</p> <p>（県内調査） 常任委員会 原則として日帰り調査を 2 回程度実施。 特別委員会 日帰りの調査を適宜実施することができる。</p> <p>（県外調査） 常任委員会 2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。 特別委員会 1 泊 2 日以内の行程で 1 回実施することができる。 議会運営委員会 2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。</p> <p><u>ただし、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があるときや大規模な災害その他の緊急事態が発生するなど現地での調査が困難となった場合は、各委員会の判断で、適宜オンラインを活用したりリモート形式で実施することができる。</u></p>